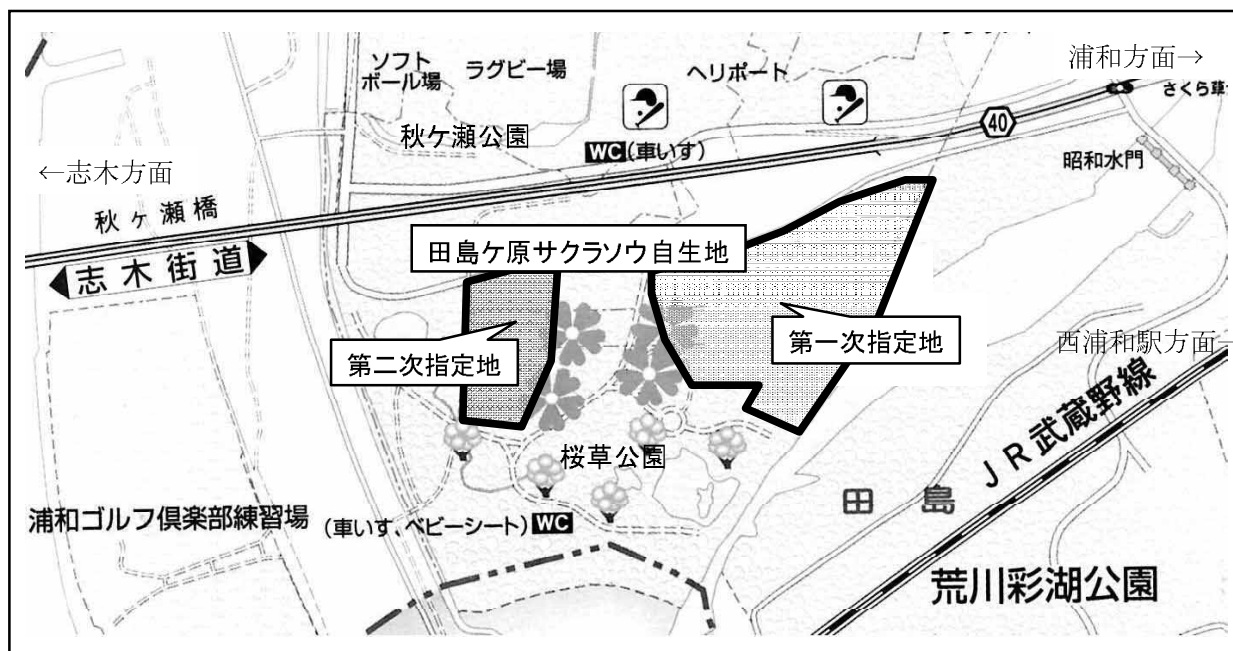


国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」草焼き Q&A

- **実施場所はどこですか？**
下記地図内の第一次指定地、第二次指定地で行います。
- **何のために草焼きをやるのですか？**
サクラソウ自生地内に自然に生えているオギやヨシを焼くことによって、その栄養分を地中に返し、サクラソウにオギ・ヨシの持つ栄養分を与えるためです。
- **野焼きは禁止されていないのですか？**
田島ヶ原サクラソウ自生地での野焼きは、自然に生えているものの焼却であり、いわゆる「野焼き」には該当していません。「田島ヶ原サクラソウ自生地」での草焼きは法的には問題はありません。
- **草焼きの実施をどんなところに知らせているのですか？**
文化庁、国土交通省荒川上流河川事務所、埼玉県教育委員会、市環境対策課、桜消防署、埼玉県警察本部生活環境第2課、浦和西警察署生活安全課、桜区内全自治会、南区区内自治会の一部、朝霞市・戸田市・志木市関係各所等
- **灰や煙が飛んできますか？**
洗濯物に灰がついたり、庭やベランダ等へ降灰の可能性があります。ご迷惑をおかけしますが、草焼きの必要性をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。



問い合わせ先

◎ さいたまコールセンター 電話番号 048-835-3156

受付時間 8時～21時：年中無休

◎ さいたま市教育委員会 文化財保護課 電話番号 048-829-1723

受付時間 8時30分～17時15分：土日祝日年末年始休み